■事業所等設置奨励金（新設、増設、更新支援）

要　　件

「事業所等」とは…事業者がその事業の用に直接供する施設

業種・投下固定資産の額

	大企業	中小企業
①製造業 ②物流業 （製造業と密接に関連する事業に限る）	総額５億円以上 うち建物・償却資産※2 億 5 千万円以上	総額２千万円以上 うち建物・償却資産※ １千万円以上
ただし ・重点立地促進事業（別表１） ・ｶｰﾎﾞﾝﾆｭｰﾄﾗﾙ推進事業（別表２） 該当の場合は	総額１億円以上 うち建物・償却資産※５千万円以上	

※償却資産は、建物附属設備、構築物、機械又は装置（土地又は建物に固着されたものに限る）で、
耐用年数が７年以上（カーボンニュートラル推進事業における実証事業は４年以上）のもの
土地については、設置工事の着工日前３年以内に取得したものに限る

区　分

新設・・市内に新たに事業所等を設置又は市内事業者が市外の大企業者又は中小企業者と共同で、新たに事業所等を設置した場合で、営業開始日における新規雇用従業員（本市に住所を有する）が大企業 10 人以上、中小企業３人以上であること

増設・・市内企業が新たに重点立地促進事業又はカーボンニュートラル推進事業に係る事業所等を設置した場合、市内企業が事業規模の拡大のため既存の事業所等を拡張した場合等

更新・・市内企業が現在の事業と同じ事業の設備や装置を更新した場合
（生産量・取扱量が増強される場合、製品の高付加価値化が推進される場合、温室効果ガスの排出量が削減されるなど環境への負荷が軽減される場合に限る）

申請時期

工事着工日の 90～30 日前までに申請　（最終期限：令和 11 年３月 31 日）

※建物・償却資産の購入後に工事が発生する場合は、購入日（≠契約日）の９０～３０日前まで

支援内容

大企業		中小企業	
奨励金の額	限度額	奨励金の額	限度額
投下固定資産に係る固定資産税相当額の １／２を２年間	10 億円	投下固定資産に係る 固定資産税相当額の 全額を３年間	１億円
※設置工事の着工日前３年以内に 5,000 ㎡以上の土地取得を行った事業所等は 60%を２年間			

※上記の新増設等に伴う雇用に係る補助もあります。（事業所等設置奨励金の指定を受けた場合のみ）
①**雇用奨励金**：事業所等の設置に伴う新規雇用１人につき 20 万円を補助
②**研究者集積奨励金**：研究所（※重点立地促進事業に係る研究開発の用に供する施設）の新増設に伴う研究員の転入・新規雇用１人につき 50 万円を補助

別表１（重点立地促進事業）

事業の類型		事業の内容（抜粋）
1	製造業における研究開発事業	（1） 新製品又は既存製品から高付加価値型製品への転換を図るための研究開発を行う事業 （2） その他製造業に係る研究開発事業として市長が認めるもの
2	水素関連事業	（1） 燃料電池自動車、燃料電池フォークリフトその他の水素を燃料とする自動車又は産業用車両に水素を供給する事業 （2） 販売する目的で、水素を製造する事業 （3） 水素導管、水素燃料タンク等の水素を輸送又は貯蔵する設備を製造する事業 （4） 燃料電池その他の水素を用いて発電を行う製品又はその基幹部を構成する製品若しくは部材を製造する事業 （5） 燃料電池自動車、燃料電池フォークリフトその他の水素を燃料とする自動車若しくは産業用車両又はその基幹部を構成する製品若しくは部材を製造する事業 （6） その他水素関連事業として市長が認めるもの
3	医療関連事業	（1） 医薬品、医療機器又はこれらの基幹部を構成する製品若しくは部材を製造する事業 （2） その他医療関連事業として市長が認めるもの
4	環境エネルギー関連事業	（1） 太陽光発電装置、風力発電装置その他の再生可能エネルギーを利用して発電を行う製品又はその基幹部を構成する製品若しくは部材を製造する事業 （2） 高効率発光ダイオード照明、有機エレクトロルミネッセンス関連製品、パワー半導体関連製品その他の消費電力低減製品又はその基幹部を構成する製品若しくは部材を製造する事業 （3） ハイブリッド自動車、電気自動車、クリーンディーゼル自動車その他の次世代自動車又はその基幹部を構成する製品若しくは部材を製造する事業 （4） その他環境エネルギー関連事業として市長が認めるもの
5	バイオ関連事業	（1） バイオテクノロジーその他の高度な技術を利用して医薬品、医療用品、機能性食品、高機能素材、燃料等の製品又はそれらの原料を製造する事業 （2） その他バイオ関連事業として市長が認めるもの
6	ヘルスケア関連事業	（1） 健康の保持及び増進又は介護を行う者の負担の軽減等に資する製品若しくは部材を製造する事業 （2） その他ヘルスケア関連事業として市長が認めるもの

別表２（カーボンニュートラル推進事業）

事業の類型		事業の内容（抜粋）
1	温室効果ガス回収等事業	（1）二酸化炭素などの温室効果ガスを回収し貯留する事業又は資源として活用する事業 （2）その他温室効果ガス回収等事業として市長が認めるもの
2	エネルギー転換事業	（1）温室効果ガスの排出量を削減する目的で、製造業における物品の製造工程で使用されるエネルギー（電力、熱等）の転換を図る事業であって、次のいずれかのもの ア エネルギーの製造設備又は関連設備を新設、改造又は更新する事業 イ エネルギーの原料（製造業で使用されるエネルギーの原料として安定的に市内で使用される計画であるものに限る。）を製造する事業 （2）その他エネルギー転換事業として市長が認めるもの
3	製造工程脱炭素化事業	（1）温室効果ガスの排出量を削減する目的で、製造業における物品の製造工程にある設備又は装置を新設、改造又は更新する事業 （2）その他製造工程脱炭素化事業として市長が認めるもの
4	カーボンニュートラル実証事業	（1）上記３類型のうちいずれかの事業を実施することを目的として、有効性又は経済性を検証する事業